

August 2014



同時死亡について

相続にまつわる制度シリーズ、第2回目では「同時死亡」について、考えてみたいと思います。

同時死亡の問題とは、2人以上の方が死亡し、その死亡の前後が不明な場合に、その順序をどのように判断するか、という問題のことです。

相続の順序

同時死亡は、相続の場面で問題になります。

相続は、被相続人（相続される人）の死亡を原因として始まります（民法 882 条）。被相続人の財産を相続する相続人の範囲は、被相続人の死亡の時点で生存している人を対象に、法律に従って決定されます（法定相続人、民法 886～890 条）。したがって、お互いに法定相続人になり得る立場の者の間での死亡の順序は、法定相続人の確定の場面で、重要な要素になってくるのです。

ピンとこないところもあるかもしれませんので、具体例で考えてみましょう。

まず、関係者をつぎのとおりとします。

【関係者】

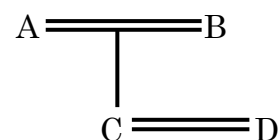
A：財産 1200 万円を有している。

B：A の妻

C：A と B の子供、財産 600 万円を有している。

D：C の妻

以上のほか、A、B、C に関わる親族はいない。



今回のケースでは、複数の方が亡くなったケースを想定して、相続問題を考えています。
ごく一般的には、年齢の順序でお亡くなりになるでしょうから、A→C の順序で死亡したケースをまず想定してみます（異時死亡）。



【ケース 1 A→C の順序で死亡した場合】

A の死亡時点で、A の遺産 1200 万円は、B（妻） $1/2=600$ 万円、C（子） $1/2=600$ 万円 の割合で相続される。

この財産に仮に変動がないとして、この後、C が死亡した場合には、C が A から相続した 600 万円と、C の財産 600 万円の合計 1200 万円の $2/3$ の 800 万円を C の妻 D が、 $1/3$ の 400 万円を C の母 B が相続することになる。

ではもし、C が、不幸にも事故や病気等で、親である A より先だって死亡した場合の相続関係はどうなるでしょうか。

【ケース 2 C→A の順序で死亡した場合】

C の死亡時点で、C の財産は、C の妻 D が $2/3$ の 400 万円、両親が $1/3$ で AB 合わせて 200 万円（100 万円づつ）相続する。

その後、この財産に仮に変動がないとして、A の死亡時点では、A の財産 1200 万円と、A が C から相続した 100 万円の合計 1300 万円を B（A の妻）が相続することになる。

ケース 1 の場合の各自の相続財産は B 1000 万円、D 800 万円となり、ケース 2 の場合は B 1400 万円、D 400 万円となります。

この 2 つの例でわかるように、相続人間の死亡の順序は相続財産の分配に大きな影響を与えます。

※法定相続人の範囲と受取割合については、ニュースレター July, 2010 号で説明しています。

死亡順序の判定が難しい場合

前項では、死亡の順序が明らかなケースについての相続関係を説明しました。

しかし、お互いに相続人になり得る親族（推定相続人）の間で、死亡の順序がわからない、という場面もあり得ます。東日本大震災のときには、津波によって痛ましい多くの犠牲が出ましたが、そのような中で、死亡順序が問題になる事例があったことは、想起できることかと思えます。

地震・津波のほかにも、火事、一家心中、飛行機事故、近年においては老々介護で発見が遅れてしまう事案等々、死亡の順序が判断できないという事例は想定し得るところです。このようなときは、死亡の順序はどのように判断すればよいのでしょうか？

民法 32 条の 2 は、このような場合の判断基準を定めています。



民法 32 条の 2

数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

この民法のルールを「同時死亡の推定」といいます。

教科書ではよく例として挙げられる事例ですが、前項の例で、A と C が同乗していた飛行機の墜落事故があったと仮定してみましょう。発見されたときの状況から A と C の死亡の順序が判断できないという場合、民法 32 条の 2 によって A と C は同時に死亡したと判断されることとなります。そして、その結果、A と C との間では、お互いに相続関係が発生しない、ということとなります。すなわち、相続関係については、

【ケース 3 AC が同時死亡の推定を受ける場合】

A の遺産 1200 万円は、妻 B がすべて相続する。

一方、C の遺産 600 万円は C の妻 D が 2/3、C の母 B が 1/3 相続する。

ということになります。

ケース 1、ケース 2（異時死亡）の場合と比較すると、同時死亡の場合の相続割合の違いがお分かりいただけると思えます。

法律ができた経緯

民法 32 条の 2 の同時死亡の推定規定は、昭和 37 年に民法に新たに加えられた条文です（昭和 37 年法律第 40 号）。これ以前には、死亡順序不明の場合に関して何もルールがない状態でした。

立法の契機となったのは、この頃起こったいくつかの事故・災害でした。ご記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、1954 年（昭和 29 年）の洞爺丸沈没事故、1958 年（昭和 33 年）の南海丸沈没事故、1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風は、それぞれ多数の死傷者が出た大事故であり、大災害でした。いずれのケースでも、被災された方の中では、ご家族で複数の方が亡くなられたということが少なからずあり



ました。そして、このときには、どちらが先に亡くなられたか決める方法は、まったくありませんでした。上記のケースで検討したように、ご家族の間では相続関係が発生しますから、その先後を決めることは、相続財産の割合に重大な影響を与えます。当事者の利害が鋭く対立することもありました。そして、このようなケースでの立法的解決の必要が認識されることとなったのです。

民法 32 条の 2（同時死亡の推定規定）の適用範囲

同時死亡の推定は、数人の死亡者の間で死亡の前後が明らかでない場合に適用されます。そして、この数人の死亡者の死亡の原因については、同じ事故・災害等による死亡の場合に限られてはいません。

たとえば、親が東京で病死し、その日時ははっきりしているものの、その息子がアマゾン探検中に死亡してその日時が明確でなく、親と息子のどちらが先に死亡したかがわからない、といったケースです。このような場合にも、同時死亡の推定規定の適用があり、「数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないとき」にあたりますので、親と息子は、同時に死亡したと推定されることになるのです。

諸外国では、同時死亡の推定規定があっても、その対象を、同一の事故・災害等に限っていることもあるようです。

筆者が取り扱った事例より (※事案は抽象化した上、若干変更しています)

とある田舎町で、老夫婦が暮らしておられました。ご主人は足が悪く、奥様がその介護をしておられました。ご近所はあったのですが、日ごろのご挨拶程度で、特に親しくしていた形跡はありません。

そして、お二人が姿をお見せにならないことを不審に思った隣人がお二人の住居を訪ねて亡くなっていることを発見しました。冬でストーブがついていたため、部屋はあたたかく、死亡からあまり日時が経っていなかったのに、ご遺体の傷みがあって死亡推定時刻は特定できませんでした。

状況証拠として、お二人がそれぞれ倒れていた位置関係や、折り重なって倒れていたとすればその順次などは、亡くなった先後を推定する資料になります。あるいは、食べ残しのお食事の様子からも、推定することができるかもしれません。

しかしながら、監察医のご意見では、結局のところ、確定的な先後関係は推定できない、との結論になったのです。

今後、このような事例が増えるかもしれません。典型的な同時死亡例でした。

蛇足ですが、このような場合、役所に死亡届を提出する際に必要な死体検案書を書いてもらうのに手間取ることがあります。かかりつけの医師がいて、持病による死亡と判断されればいいのですが、そうでない場合、なぜ死亡したか、調べる必要が出てくるからです。発見した人が110番通報をし、警察は他殺の可能性まで疑うと、司法解剖などが行われ、なかなか死体検案書がもらえません。

他のケースで経験したのですが、孤独死をした老婦人が遺書に、死体を献体するように書き残しておられました。できるだけ早く角膜を摘出したいのですが、死体検案書を書いてもらえるまで少し時間がかかったことがありました。日曜などに重なりますと、市役所の戸籍係が不在で、死体献体のための手続書類がそろわず、無駄な時間を過ごすことがあります。

実務はむずかしいものです。



(参考文献)

「新版注釈民法(1)〔改訂版〕」谷口和平ほか編、昭和63年、有斐閣
「新法律学辞典 第三版」竹内昭夫ほか編、平成元年、有斐閣

経済産業省より、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂版が公表されました(平成 26 年 8 月 8 日)。

この準則は、E コマース、ソフトウェア、デジタルコンテンツの取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめ、関係する法律がどのように適用されるのかの解釈の指針を示したガイドラインであり、これらの取引に関わる当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化を図ることを目的として、平成 14 年に 3 月に策定されて以来、継続して改訂が行われてきており、関係業界や消費者相談の現場等で活用されています。

今年度は稲益が作業部会の全体主査として参加しました。ご関心、ご関係のある項目がありましたら、どうぞご参照下さい。

(URL)<http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140808003/20140808003.html>

ちなみに今年度の改訂項目は、

- (1) 消費者の操作ミスによる錯誤(一部修正)
- (2) 未成年者による意思表示(一部修正)
- (3) 情報財の取引等に関する論点(一部修正)
 - ・デジタルコンテンツ(新規追加)
 - ・デジタルコンテンツのインターネットでの提供等における法律問題について(新規追加)
 - ・デジタルコンテンツ提供サービス終了後のデジタルコンテンツの利用(新規追加)
 - ・電子出版物の再配信を行う義務(新規追加)
 - ・オンラインゲームにおけるゲーム内アイテムに関する権利関係(新規追加)

となっています。